

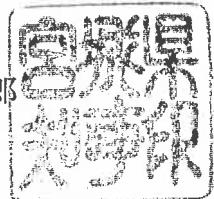


環政第23号

平成13年4月26日

河南町長殿

宮城県知事 浅野 史郎



河南町多目的ふれあい交流施設整備事業に係る環境影響評価方法書
に対する意見について（報告）

平成12年2月7日付けで提出のありましたこのことについて、宮城県環境影響評価条例
第27条第1項の規定により、別紙のとおり意見書を作成したので送付します。

担当 環境生活部環境政策課環境影響評価班
電話 022-211-2664
FAX 022-211-2669

(別紙)

環境影響評価方法書に対する意見書

1 対象事業の種類及び名称

種類 レクリエーション施設建設事業（第二種事業）
名称 河南町多目的ふれあい交流施設整備事業

2 対象事業実施区域

桃生郡河南町北村字前山地内

3 事業者の氏名及び住所

氏名 河南町長 橋浦 清元

4 知事意見の内容

1) 全般的な事項

当該事業計画地に隣接して住宅地や中学校が存在することから、これらの地域特性や事業特性を踏まえ、調査、予測及び評価を行うこと。また、環境影響準備書の作成に当たっては、施設や工事計画について、可能な限り具体的な記述を行うこと。

2) 個別の事項

(大気環境)

(1) 工事中及び供用後における大気及び騒音の環境影響評価に当たっては、当該事業計画地周辺には住宅地や中学校が存在することから、必要に応じ調査・予測地点を追加し、調査、予測及び評価を行うこと。

(2) 大気の環境影響評価に当たっては、石巻市及び矢本町の一般環境大気測定局等のデータも追加調査すること。

(3) 当該事業計画地周辺には住宅地や中学校が存在することから、テニスコートや野外ステージ等のレジャー施設から発生する騒音について、文献等により調査、予測及び評価を行うこと。

(水環境)

造成中及び供用後の雨水排水計画について明らかにすること。また、それらの雨水排水や濁水の状況について調査し、その機能について評価を行うこと。

(土壤環境)

土壤汚染の調査地点を選定した理由を具体的に記載するとともに、必要に応じ追加調査を行うこと。

(動物・植物・生態系)

(1) 当該事業計画地やその周辺の生態系を把握するために、上位性、典型性、特殊性を示す種・群集を解析することとしているが、典型性については地域の生態系の中で重要な機能的役割を持つ種・群集や、生物の多様性を特徴付ける種・群集にも注目し、調査、予測及び評価

を行うこと。また、生態系の類型化に当たっては、それぞれの類型区分ごとに構造や食物連鎖を明らかにすること。.

(2) 動植物に関しては、全体的な動物相・植物相や生息・生育環境の変化を把握し、調査、予測及び評価を行うこと。

(3) 動物の調査地点を選定するに当たっては、コナラ林及びスギ・ヒノキ植林の植生状況を把握し、適切に設定すること。

(4) 当該事業計画地の自然的環境の状況を調査する際には、文献を用いて都道府県や市町村単位のスケールで絞り込みを行い、さらに旭山を始め丘陵地全体が含まれる範囲を調査すること。また、県内の丘陵地や石巻周辺地域で実施された既存の環境影響評価書など、さらに多くの文献等を参考すること。

(5) 生態系に係る植物種の調査に当たっては、受粉や種子散布にかかわる動物との相互関係などの生活史に関わる項目も追加調査を行うこと。

(6) 水生・湿性植物の調査に当たっては、事業実施区域からの排水流出が予想される水系に沿った調査を行うこと。

(景観)

当該事業計画地には河南西中学校が隣接していることから新たに構内に調査地点を追加し、必要に応じ予測、評価を行うこと。